



# 島根県報

平成20年 8月29日 (金)  
第 2,013 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者福祉課)	1
保安林の指定(2件)	(森林整備課)	1
保安林予定森林	( " )	2
道路の区域の決定	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	( " )	3
道路の供用開始	( " )	4
特定調達公告		
第二浜田ダム本体建設工事に係る一般競争入札の実施	(土木総務課)	5
空港用救急医療作業車調達に係る一般競争入札の落札者等	(港湾空港課)	8
人委規則		
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則		9
公安規則		
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部)	9

## 告 示

### 島根県告示第708号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成20年 8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 スギタニ	浜山介護支援センター	出雲市大社町北荒木1512番地 5	平成20年 9月1日

### 島根県告示第709号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
出雲市下古志町字奥分1834 - 2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第710号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所  
出雲市佐田町反邊字湯ノ尾133 - 2、134、2173、2174 - 3、2174 - 4
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第711号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所  
大田市仁摩町大国字向ノ谷水口803、字道田803 - 3、字堂ノ前841、字上ノ工後842、字庄屋田843、字野堀845、字段851 - 1、字勘三開キ852、字ツフロケ迫853、字宇谷855、字ヤトロメン856、字段原858 - 2、字下モノエゴ859、862 - 3、字エゴ860、字貳百田861、字中ノ下モ863、864、字表屋865 - 2、字家ノ空866、3238、字大畑867、字横間868、字桑ノ木屋869 - 1、字桑ノ木ヤ迫870 - 1、870 - 2、字前田871、871 - 1、883 - 1、883 - 2、字願上寺田872、字三久保田873、字坂本874、879、字床畑876、字ショウクハン878、字久保田880、字隠居下882、字末ヶ迫884、字隠居屋敷

885 - 1、字才松島886、886 - 1、886 - 2、字久三畑887、字隠居奥888 - 1、字森山3232 - 1から3232 - 3まで、字沖迫地藏山3235、字恵後ノ奥3236、字石原田3239、字久三山3240、字米ヶ迫3241 - 1、3241 - 2、3241 - 4、字坂ノ切3241 - 6、字沖迫3247 - 1、3247 - 4、3247 - 5、3247 - 7、字イン居山3249、字新屋上3251、字狐ヶ迫3252、字大恵後3253 - 2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第712号

道路の区域を次のように決定したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	敷地の幅員	延 長		
県 道	熱田インター線	浜田市熱田町525番地先から同町225番7地先まで	メートル 11.00 ~ 120.00	メートル 969.00	浜田県土整備事務所	

島根県告示第713号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町431番2地先から同町987番3地先まで	前	メートル 7.50 ~ 32.00	メートル 1,260.00		交通安全工事 拡幅
			後	12.50 ~ 38.00	1,260.00		

県道	玉湯吾妻山線	松江市宍道町上来待3199番5地先から同3145番11地先まで	前	4.90~ 9.00	216.00	松江県土整備事務所	道路改良工事		
			後	8.80~ 12.50	216.00		拡幅		
"	"	松江市玉湯町大谷224番2地先から同226番地先まで	前	5.00~ 6.00	26.00		災害復旧工事		
			後	37.00~ 60.00	26.00		拡幅		
"	松江鹿島美保関線	松江市島根町加賀1204番1地先から同1204番3地先まで	前	5.00~ 11.00	13.00		市道取付		
			後	5.00~ 11.00	13.00		交差点拡幅		
"	"	松江市美保関町片江156番1地先から同431番1地先まで	前	4.00~ 12.00	800.00		道路改良工事		
			後	8.50~ 52.50	776.50		拡幅		
"	"	松江市鹿島町佐陀本郷642番4地先から同214番4地先まで	前	A	8.00~ 13.00		640.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 河川管理者へ移管	
				B	15.00~ 25.00		640.00		
			後	15.00~ 25.00	640.00				
"	八重垣神社八雲線	松江市八雲町平原521番1地先から同地先まで	前	12.00~ 18.00	28.00		市道取付		
			後	8.00~ 12.00	27.00		減幅 管理区分の変更		
"	出雲三刀屋線	出雲市大津町大字三谷3301番6地先から同3302番2地先まで	前	7.00	135.00		出雲県土整備事務所	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川事業 ダブルウェイ 仮設道設置	
			後	A	7.00				135.00
				B	8.00				80.00
"	浜田美都線	浜田市熱田町510番地先から同町1806番1地先まで	前	15.00~ 71.00	246.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事		
			後	15.00~ 76.00	246.00		拡幅		

島根県告示第714号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町大谷224番2地先から同226番地先まで	メートル 26.00	平成20年 8月29日	松江県土整備事務所	
"	松江島根線	松江市鹿島町上講武3004番2地先から同1675番地先まで	819.00	平成20年 8月29日		
"	出雲三刀屋線	出雲市大津町大字三谷3301番6地先から同3302番2地先まで	80.00	平成20年 8月29日	出雲県土整備事務所	
"	川平停車場線	江津市松川町下河戸351番地先から同282番3地先まで	455.00	平成20年 8月29日	浜田県土整備事務所	

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成20年 8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 工事概要

(1) 工事名 浜田川総合開発事業 第二浜田ダム本体建設工事

(2) 工事場所 島根県浜田市河内町・三階町地内

(3) 工事概要 本工事は、第二浜田ダム本体を建設するダム工事である。

工事内容 本体ダム（重力式コンクリートダム）

（堤高 H = 97.8m）

（堤頂長 L = 218.0m）

基礎掘削 V = 181,860m<sup>3</sup>

基礎処理 L = 13,935m

堤体工 V = 328,710m<sup>3</sup>

鞍部ダム（重力式コンクリートダム）

（堤高 H = 27.8m）

（堤頂長 L = 202.5m）

基礎掘削 V = 79,600m<sup>3</sup>

基礎処理 L = 4,289m

堤体工 V = 38,120m<sup>3</sup>

(4) 予定工期 約85ヶ月間（工期末：平成28年3月18日限り）

(5) 予定価格 14,282,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(6) 本工事は、施工計画等に関する技術提案を受け付け、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、価格以外の要素と価格を総合的に評価して、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、最低制限価格は適用されず、低入札価格調査制度が適用される工事である。

(7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事であり、詳細は特記仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

次の要件を満たす特別共同企業体であること。

- (1) 次に掲げる条件を満たし、かつ、島根県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成7年島根県告示第333号）第8条の規定により認定を受けていること。

ア 次の第1グループ、第2グループ、第3グループがそれぞれ1者により構成されていること。

代表者は、第1グループとし、施工能力及び出資比率が最大であること。

## 第1グループ

次に掲げる要件を満たす者

- ㊦ 土木一式工事について、平成19年1月21日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）における総合評定値が1,300点以上であること。
- ㊧ 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の代表者（ただし出資比率20%以上）として、平成5年度以降に完成した堤高60m以上のコンクリートダム（砂防ダムを除く。）本体工事の施工実績があること。
- ㊨ 平成20年8月28日時点で1級土木施工管理技士、1級建設機械施工管理技士、又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する者（以下、技術者という。）が20名以上（入札公告の前日に会社に所属する技術者で、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。以下同様）いること。

## 第2グループ

- ㊦ 土木一式工事について、平成19年1月21日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値が1,000点以上であること。
- ㊧ 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成5年度以降に完成した堤高30m以上のコンクリートダム（砂防ダムを除く。）本体工事の施工実績があること。
- ㊨ 平成20年8月28日時点で技術者が20名以上いること。

## 第3グループ

- ㊦ 土木一式工事について、平成19年1月21日以降の営業年度終了日を審査基準日とする最新の経営事項審査における総合評定値が1,000点以上であること。
- ㊧ 元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、平成5年度以降に完成した河川のコンクリート構造物工事の施工実績があること。
- ㊨ 平成20年8月28日時点で技術者が20名以上いること。

イ 次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

また、構成員のうち1者は監理技術者、その他の構成員は各々主任技術者を配置できること。

- ㊦ 1級土木施工管理技士又は土木工事業に関し、これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定したものであること。
- ㊧ 監理技術者にあつては、土木工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者であること。ただし、平成16年2月29日以前に交付された監理技術者資格者証を所持している者については、監理技術者講習を受講しているものとみなす。

- ㊨ 監理技術者又は主任技術者のいずれかは、元請又は共同企業体の代表者の技術者として平成5年度以降に完成した堤高60m以上のコンクリートダム（砂防ダムを除く。）の本体工事経験があること。

配置する監理技術者または主任技術者の上記以外のいずれか1名は、ダムの工事経験が10年以上あること。また、平成5年度以降に完成した堤高30m以上のコンクリートダム（砂防ダムを除く。）の本体工事経験があること。

監理技術者または主任技術者のいずれか1名は、ダム工事総括管理技術者（（財）日本ダム協会の資格）の資格を有すること。

ウ 現場代理人を当該工事に専任で配置できること。

配置する現場代理人は、元請又は共同企業体（経常JVを除く）の構成員（ただし出資比率20%以上）として、

コンクリートダム(砂防ダムを除く。)本体工事の工事経験があること。

(2) 各構成員が次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。かつ、土木一式工事について島根県建設工事請負契約競争入札参加資格審査要綱(平成13年島根県告示第273号)第4条第2項の入札参加資格を有する者であること。

ウ 島根県税を滞納していないこと。

エ 公告の日から競争参加資格確認の日までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱(昭和63年5月31日付管発第181号)に基づく指名停止を受けていない者であること。

### 3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地(島根県庁南庁舎5階)

島根県土木部土木総務課建設産業対策室 Tel 0852 - 22 - 5185

(2) 入札説明書の交付の期間及び場所

平成20年9月1日より平成20年9月18日までの間、(1)の担当部局において交付する。交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 特別共同企業体入札参加資格申請書及びその添付書類並びに2(2)の要件を満たすことを証する書類の提出の期間及び場所

平成20年9月2日から平成20年9月19日までの間に(1)の担当部局へ持参すること。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 設計図書の配付の期間及び場所

平成20年9月1日から平成20年11月17日午後5時まで(土曜、日曜及び祝日を除く)

電子媒体(CD-R)による配布を希望する場合には、1の担当部局に配布を希望する旨の電話連絡をした後、新しいCD-Rを持参すること。

提供する電子媒体の内容は

・島根県土木工事仕様書 ・当該特記仕様書 ・工事数量総括表 ・図面 ・見積参考資料

(5) 設計図書の閲覧の期間及び場所

平成20年9月1日から平成20年11月17日午後5時までの間、(1)の担当部局及び島根県浜田河川総合開発事務所において閲覧に供する。閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

(6) 入札書の提出期限、宛先及び提出方法

ア 期限 平成20年11月18日 配達日指定

イ 宛先 (1)の担当部局

ウ 提出方法 島根県建設工事郵便入札執行要領第5条に規定する提出方法とする。

(7) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月20日 午後1時30分

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

### 4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する者については免除する。

(3) 契約保証金

免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、技術提案が発注者の示す標準案と同等以上の入札者のうち、評価値の最も高い者について入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときはくじによる。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 契約の締結については議会の議決を要する。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract for "Construction work for the Second Hamada Dam"

(2) Deadline for the submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:  
5:00pm, September 19, 2008

(3) Deadline for tender: November 18, 2008 by Delivery Date-specified Mail

(4) Date and time for the submission of tender: 1:30pm November 20, 2008

(5) For further information, please contact:

Construction Industry Policy Office

General Affairs Division for Public Works

Department of Public Works

Shimane Prefectural Government, South Building

8 Tonomachi, Matsue City

Shimane Prefecture, 〒690-8501

TEL: 0852-22-5185

---

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成20年8月29日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

空港用救急医療作業車 2台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成20年8月20日

- 4 落札者の氏名及び住所  
東急車輛製造株式会社 神奈川県横浜市金沢区大川3番1号
- 5 落札金額  
31,206,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
平成20年 7月 8日

---

## 人 事 委 員 会 規 則

---

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第25号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第6条第2項から第5項まで、第7項及び第8項」を「第6条第2項から第5項まで、第7項、第8項及び第9項」に改め、同条第3項第1号中「第6条第2項及び第8項」を「第6条第2項、第7項及び第9項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項第2号及び第3号中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 公 安 委 員 会 規 則

---

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月29日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

### 島根県公安委員会規則第11号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表雲南警察署大東駐在所の項所管区の区域の欄中「篠淵の一部（笹谷）」を「西阿用、大ヶ谷、上佐世、下佐世、下阿用の一部（駅前南）」に改める。

本則の表雲南警察署阿用駐在所の項所管区の区域の欄中「下阿用、塩田、篠淵（雲南警察署大東駐在所の所管区の区域を除く。）」を「下阿用（雲南警察署大東駐在所の所管区の区域を除く。）、塩田、篠淵」に改める。

本則の表雲南警察署佐世駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、平成20年 9月 1日から施行する。

